

## 令和5年度児童扶養手当及び特別児童扶養手当額の改定について

消費者物価指数の変動（2.5%）に伴い、児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が、令和5年4月分より改定されました。

### ○児童扶養手当の額（令和5年4月分から）

	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額 44,140 円	月額 44,130 円～10,410 円
児童2人のとき	上記に月額 10,420 円加算	上記に月額 10,410 円～5,210 円加算
児童3人のとき	上記に1人につき月額 6,250 円加算	上記に1人につき月額 6,240 円～3,130 円加算

※所得に応じて支給額が異なり、一定額以上の所得がある方については手当の全部もしくは一部が支給されません。

### ○特別児童扶養手当の額（令和5年4月分から）

	支給額
1級の場合	月額 53,700 円
2級の場合	月額 35,760 円